

私学課長 様

教職員室教職員企画課長

免許状更新講習の受講期間及び教員免許更新制に係る申請期間の周知について（依頼）

標記について、令和3年2月1日以降においては、旧免許状（平成21年3月31日までに授与された普通免許状及び特別免許状）所持者については、第2グループの方又は第3グループの方が、新免許状（平成21年4月1日以降に初めて授与された普通免許状及び特別免許状）所持者については、有効期間の満了の日が令和4年3月31日又は令和5年3月31日である者が、免許状更新講習を受講し有効期間を更新する期間に該当しています。

対象となる現職教員については、修了確認期限又は有効期間の満了の日（以下「期限」という。）の2年2か月前から2か月前までに、教員免許更新制の申請手続きが必要となりますので、周知等お取計らいのほど、よろしく願いいたします。

なお、過去に期限の延期・延長申請や修了確認期限経過後の更新講習修了確認申請を行った者は、生年月日で割り振られた期限や、免許状に記載されている期限と異なる場合がありますのでご注意ください。

本通知が確実に所轄の学校長・園長等まで配布されるよう、特段のご配慮をよろしくお願いいたします。

記

1. 旧免許状所持者（別添資料1参照）で更新手続きが必要な方

- (1) 第2グループの方で、平成24年1月31日までに、更新・免除の手続きを行い、現在の期限が平成34（令和4）年3月31日の方
- (2) 第3グループの方で、平成25年1月31日までに、更新・免除の手続きを行い、現在の期限が平成35（令和5）年3月31日の方

※旧免許状所持者は、原則として、45、55、65歳になった次の3月31日が期限となります（過去に、延期申請又は修了確認期限経過後の更新手続きをした者を除く）。

※(1)に該当する方は、教員免許更新制にかかる申請期限は、期限の2か月前の令和4年1月31日となりますのでご注意ください。

2. 新免許状所持者で更新手続きが必要な方

- (1) 免許状に記載の期限が平成34（令和4）年3月31日の方
- (2) 免許状に記載の期限が平成35（令和5）年3月31日の方

※新免許状所持者が、更新手続きを行う期間は、生年月日で定められていません。免許状に記載されている「有効期間の満了の日」をご確認ください。（別添資料4参照）

旧免許所持者・・・平成21年4月1日より前に取得した教員免許状を1種類でも所持する方
新免許所持者・・・平成21年4月1日以降に初めて教員免許状を取得された方

※(1)に該当する方は、教員免許更新制にかかる申請期限が修了確認期限の2か月前の令和4年1月31日となりますのでご注意ください。

3. 過去に延期・延長申請や修了確認期限経過後の更新手続きを行っている者

期限は、過去に行った延期等の手続き内容により異なります。手続きをした際に、教育委員会より発行されている更新等証明書（別添資料5参照）により必ず期限を確認してください。

各証明書に記載の期限の2か月前までに更新手続きが必要となりますので、ご注意ください。

【例】延期後の期限が令和3年12月31日の方の申請期限

⇒令和3年10月31日

(参考)

- 資料1 教員免許更新制の手続きについて
- 資料2 【フロー図】教員免許更新制に関する期限・申請期間の確認方法
- 資料3 旧免許状所持者の修了確認期限の割り振り
- 資料4 教員免許状の例
- 資料5 更新等証明書の例
- 資料6 大阪府教育庁からのお知らせ（現職教員配布用）
- 資料7 教員免許状の有効期間確認ツール

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/013/1420173.htm (文部科学省 HP)

※「教員免許状の有効期間確認ツール」とは、自身の免許状情報等を入力することで、修了確認期限（有効期間の満了の日）を確認することができるツールで、文部科学省のホームページで公開されています。

教職員室教職員企画課免許グループ

電話（直通） 06-6944-6180

FAX 06-6944-6897

Email kyoshokuin-g15@sbox.pref.osaka.lg.jp